

日本国文部科学省とブラジル連邦共和国スポーツ省との間の スポーツ分野における協力覚書

日本国文部科学省とブラジル連邦共和国スポーツ省(以下、「双方」という。)は、
リオ 2016 から東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への継承を念頭に置
きつつ、
次のとおりスポーツ協力を強化し促進することを決定した。

第1項 目的

1. 双方は、青少年の肉体面と精神面の健全な成長のためにスポーツがもつ重要性に特に注目しつつ、様々なスポーツ分野における二国間の青少年交流を促進し、支援し続ける意向を表明する。
2. 双方は、体育が青少年の成長において果たす重要な役割を認識しつつ、「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを始めとする取組を通じて、同分野における二国間の人的交流、能力構築及びスポーツ環境の改善を促進し、支援していく意向を表明する。
3. 双方は、オリンピック・パラリンピック競技大会に関する情報の相互交換促進を希望している旨表明する。

第2項 実施

本協力覚書(以下「本覚書」という。)は、法的拘束力を有する文書ではなく、言及された活動は、両国が締約国である国際条約を遵守しつつ、各国の法令に従って実施される。

第3項 資金供給

1. 双方は、各々の予算の範囲内において、本覚書が言及している活動の資金を供給する。

2. 双方は、本覚書の下で組成される活動、計画、プログラム及びプロジェクトが各々の法令及び予算に従って決定されるとの見解を共有する。本覚書が言及する各活動は、ケース・バイ・ケースで外交上の経路を通じて交渉される。

第4項
齟齬

本覚書の解釈に関して齟齬が生じた場合、双方の間の協議又は交渉を通じて解決される。

第5項
開始、継続期間、修正及び終了

本覚書の下での協力は、双方の署名によって開始する。本覚書の下での協力は、意図する終了日の6か月前に一方からもう一方へ送付された書面による通知をもって終了されない限り、二年間続く。

本覚書は、書面でのやり取りを通じて正式に双方の同意により修正される。

本覚書下での協力の早期終了は、実施中の協力活動の完了には影響を及ぼさない。

2016年10月21日に、東京において、日本語、ポルトガル語及び英語による本書二通ずつに署名され、全ての文書は同等の価値を有する。解釈に齟齬が生じた場合には、英語による文書による。

日本国文部科学省のために

松野博一

ブラジル連邦共和国スポーツ省のために

